

加茂市創業チャレンジ支援事業費補助金

補助対象者

- 加茂市内に事業所を設置し創業を行う個人または法人
- 事業開始日（創業日）までに市内に住所を有する個人または市内を主たる事業所の所在地とする法人
- 創業日から3か月以内で、当該事業を3年以上継続する見込みがあること
- 創業が商店街エリア内の場合、各商店街振興組合に所属すること（※組合費などの負担があります）
- 市税を完納していること
- 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと

補助対象事業

製造業・小売業・飲食業・サービス業など加茂市内の地域経済の活性化につながる事業が対象

補助対象経費

- 設備購入費
- 広報費（事業費の50%を上限）
- 開発費
- 賃借料（6か月を上限）
- 委託費 など

補助率

創業塾受講者

1/2以内 2/3以内

補助上限額

50万円



加茂市
KAMO CITY

【お問い合わせ先】

商工観光課商工振興係

〒959-1392 加茂市幸町2-3-5

TEL：0256-52-0080（内線132）

E-mail：syoko@city.kamo.niigata.jp

補助対象期間

交付決定日から令和9年3月末日まで

申請期限

令和8年5月22日（金）から令和8年6月30日（火）まで

予算に限りがありますので、予告なく受付を終了することがあります

申請方法

申請には加茂商工会議所の支援が必要です。

①申請準備

加茂商工会議所の支援を受けながら事業計画書を作成

②補助金交付申請

申請書類を商工観光課へ提出

③交付決定

申請書類を審査し、交付の可否を通知します

④事業の実施

交付決定日以降に事業を実施

⑤実績報告書提出

事業終了後、報告書類を商工観光課へ提出

⑥補助金額確定

報告書類を審査し、補助金額を確定し通知します

⑦請求書の提出

請求書を商工観光課へ提出

⑧補助金の振込

指定の口座へ補助金を振り込みます

営業を開始したら、開始したことを報告してください

詳しくは補助金交付要綱をご確認ください。
申請書類はHPからダウンロードできます。



市HPは
こちら